

(別紙)

第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密情報に該当する理由

1. 第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、秘密とされる情報が他の事業者等に知られてしまう可能性があることの証明
イ. 第一種指定化学物質が含有される製品の構成、第一種指定化学物質が使用される形態及び秘密とされる情報の詳細
ロ. 請求に係る事業所において製造・加工する製品及び化学物質を取り扱う工程等の状況
ハ. その他、第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、当該情報が他の事業者等に知られてしまう特段の事情
2. 秘密として管理されていることの証明
イ. 秘密とされる情報を含む書面等を秘密と分かるように適切に管理していることの証明
ロ. 従業員等が当該情報を適切に管理する体制を設備していることの証明
ハ. 従業員等以外の者が当該情報を扱う場合、秘密保持契約の締結等の措置を講じていることの証明

3. 生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であることの証明	
イ. 秘密とされる情報が事業活動に役立つ技術上の価値を持つと客観的に認められることの証明	
ロ. 当該情報が他の事業者等に知られると、請求事業者の競争上の地位が直接に害されると想定されることの証明	
4. 公然と知られていないことの証明	
イ. 秘密とされる情報が、文献による公表又は特許の取得等によって既に一般に公開されている場合は、その状況	
ロ. 法令や条例に基づき、当該情報が開示されたことがある場合は、その状況	
(根拠法令名) :	(開示決定年月日) : 年 月 日
ハ. その他、当該情報が分析等により容易に入手可能な状態に置かれていないことの証明	